

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 5 月 16 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700238号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800003号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年6月21日から昭和53年8月1日まで
② 昭和55年5月1日から昭和58年11月4日まで

私は、C社に在職中にA社への入社が決定し、退職日の翌日からA社に勤務していたにもかかわらず、同社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、D社を退職し、その翌日からB社に勤務していたにもかかわらず、B社に勤務した期間のうち、請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の雇用保険の加入記録により、請求者は、昭和53年4月3日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日は昭和53年8月1日であり、請求期間①において、同社が適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社に係る商業登記簿謄本は確認できず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除及び当該期間のうち昭和52年6月21日から昭和53年4月2日までの期間に係る雇用形態について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会を行った

ものの、請求期間①における厚生年金保険料の控除について具体的な回答又は陳述を得られず、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、B社の事業主の回答により、請求者は当該期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和58年11月4日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、請求期間②において、同社が適用事業所となった記録は確認できない。

また、事業主は、請求期間②当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の状況は不明であると回答していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和58年11月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会を行ったものの、請求期間②における厚生年金保険料の控除について具体的な回答又は陳述を得られず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。